

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成29年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 カインズモール甲賀店 甲賀市水口町泉字下川原 1405 番地ほか
- 2 意見の概要 甲賀市からの意見
 - (1) 緑地面積が開発面積の3パーセント未満にならないような土地利用とすること。
 - (2) 甲賀市屋外広告物条例に基づき、飲食テナントが広告物を掲出する場合は許可申請を行うこと。
 - (3) 店舗開設に当たっての準備については、時期や内容等を十分に周知するとともに地域住民との協議内容や甲賀市からの意見等に誠意をもって対応されたい。
 - (4) 地元から積極的に雇用されたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工政策課 甲賀市水口町水口 6053 番地
湖南市建設経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目1番地
 - (2) 縦覧期間 平成29年3月31日から平成29年5月1日まで